

## 記者発表資料

令和 7 年 9 月 1 7 日  
国土交通省九州地方整備局  
佐賀河川事務所

## 『嘉瀬川、城原川の刈草をお譲りします』

■嘉瀬川及び城原川の国管理区間において、河川堤防の適正な維持管理を行うため、毎年除草を実施しており、刈り取った草を希望者に無償で提供する取組みを行います。

■提供する刈草は無農薬であり、畜舎の敷き草、果樹園や田畑の敷き草、堆肥にして園芸や農業に用いるなど、広く一般の方々に活用していただけるとともに、除草費用のコスト縮減を図ることを目的としています。

■刈草の提供は堤防除草を実施している期間（10月下旬頃までを予定）となりますが、現地において無償提供を予定しています。  
なお、無償提供は先着順で受付しており、無くなり次第、終了となります。

※刈草の受け入れをご希望の方は、下記の問い合わせ先までお知らせ下さい。

※詳細は以下をご覧ください。

佐賀河川事務所ホームページ【記者発表情報】 <https://www.qsr.mlit.go.jp/saga/>

## 【問い合わせ先】

## ■本発表に関すること

佐賀河川事務所 管理課

〒849-0918 佐賀市兵庫南二丁目1番34号

TEL (0952) 41-8801 FAX (0952) 41-8802

## ■嘉瀬川の刈草に関すること

佐賀河川事務所 嘉瀬川出張所

〒849-0203 佐賀市久保田町新田三本松籠86

TEL (0952) 68-2362 FAX (0952) 68-2317

## ■城原川の刈草に関すること

佐賀河川事務所 城原川出張所

〒840-0004 佐賀市蓮池町大字小松三本杉250

TEL (0952) 97-0084 FAX (0952) 97-0426

# 刈草をお譲りします



除草作業の様子



お譲りする刈草のイメージ

## ◆刈草をお譲りできる時期

堤防除草を実施している期間（１０月下旬頃までを予定）

## ◆主な使いみち

畜舎の敷き草、果樹園や田畑の敷き草、堆肥にして園芸や農業に用いる、  
家畜の飼料など

## ◆注意点

- ・転売目的は、お断りします。
- ・希望者多数の場合、ご希望に沿えないこともあります。
- ・刈草の引き取り後の使用は、自己責任となります。  
（国土交通省は一切の責任を負えません）
- ・無償提供にあたり、別添１「同意書」に記載いただきます。

## ◆問い合わせ先

### ■嘉瀬川の刈草に関すること

佐賀河川事務所 嘉瀬川出張所

TEL（０９５２）６８－２３６２ FAX（０９５２）６８－２３１７

### ■城原川の刈草に関すること

佐賀河川事務所 城原川出張所

TEL（０９５２）９７－００８４ FAX（０９５２）９７－０４２６

令和      年      月      日

## 同意書

国土交通省佐賀河川事務所  
嘉瀬川出張所長 殿

刈草の無償提供を受けるにあたって、下記の注意事項について同意します。

### 記

- ・ 刈草には、ゴミ等や異物が混入していることがあり、飼料に適さない場合があること。  
また、引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施すること。  
(国土交通省は一切の責任を負えません)
- ・ 転売目的でないこと。
- ・ 刈り取ったままの状態が集積しているため、水分を含んだものがあること。
- ・ 堤防除草の刈草を現地まで取りに来ること。

住所：

氏名：

電話：

令和      年      月      日

## 同意書

国土交通省佐賀河川事務所  
城原川出張所長 殿

刈草の無償提供を受けるにあたって、下記の注意事項について同意します。

### 記

- ・ 刈草には、ゴミ等や異物が混入していることがあり、飼料に適さない場合があること。  
また、引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施すること。  
(国土交通省は一切の責任を負えません)
- ・ 転売目的でないこと。
- ・ 刈り取ったままの状態が集積しているため、水分を含んだものがあること。
- ・ 堤防除草の刈草を現地まで取りに来ること。

住所：

氏名：

電話：